

障害のある学生の支援に関するガイドライン

西日本看護専門学校(以下「本校」という。)は、本校の学生に対し、障害のある学生が他の学生と平等に教育を受ける権利を保障するため、障害のある学生の支援に関するガイドラインを制定します。

1. 目的

このガイドラインは、「障害者基本法」並びに「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、その他の法令の定めに基づき、本校における障害学生に対する学校生活の支援に関し、基本となる事項を定めることを目的とします。

2. 基本方針

- 1)本校は、障害のある学生が、障害のない学生と教育およびその他の関連する活動全般に対して、平等に参加できる学修機会の確保に努めます。
- 2)本校は、障害の有無にかかわらず、すべての学生がお互いの立場を尊重し、共に学ぶ会う環境を整備します。
- 3)本校は、障害のある学生が社会で活躍する人材へと成長できるよう支援します。

3. 定義

本ガイドラインにおける用語の定義は、次のとおりです。

- 1)障害:身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)、その他の心身機能の障害があり、障害および社会的障壁により、継続的に日常生活又は、社会生活に相当な制限を受ける状態であること
- 2)社会的障壁:日常生活又は、社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、習慣、慣行、観念、その他一切の事項
- 3)学生:本校に入学を希望する学生、本校に在籍する学生

4. 合理的配慮の提供

本校は、障害のある学生から、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合は、その実施に伴う負担が過度でない範囲において、障害のある学生の権利利益を侵害することがないよう、当該学生の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的配慮を提供するよう努めます。

また、障害の状態等が変化することもあることから、提供する合理的配慮については、適宜見直しを図ることに努めます。

ただし、下記の事柄は、上に示した合理的配慮の意味するところに照らして、合理的配慮に含まれない可能性が高いと考えられます。

- ・ 教育の目的・内容に関わる本質的な変更を伴うこと
- ・ 公平な成績評価の保障を損なう基準の引き下げや卒業要件の緩和
- ・ 本校の現状に照らして、体制面、財政面において均衡を失した、又は本校にとって過度の負担を課すもの
- ・ 本校の本来的業務に帰属あるいは付随しないもの

5. 相談・支援体制等

障害のある学生の支援は、事務室に窓口を置き、各部署の教職員が連携して行います。

<相談窓口> 受験上・入学後の相談:事務室

<相談後の手続きの流れ>

- 1)相談の受付:本人の要望を伺い、申請方法や配慮内容について説明します。
- 2)合理的配慮申請書の提出:所定の合理的配慮申請書、診断書や障害者手帳(写)等の根拠資料があれば、提出してください。
- 3)協議:合理的配慮の必要性および具体的な配慮内容の合理性について、各担当部署で協議を行います。運営会議の審議を経て、合理的な配慮の提供のための支援計画を策定します。
- 4)面談・調整・合意形成:策定した支援計画について、本人(保護者等)、十分な説明の機会を設け、支援内容に関する共通理解および合意の形成を図ります。
- 5)合理的配慮の開始:合意した内容で、合理的配慮が実施されます。合理的配慮は、必要に応じて途中で修正・調整することができます。

6. 情報公開

本校は、障害のある学生に対して、支援のガイドラインや相談体制等を、ホームページ等を介し公開します。

7. 研修・啓発

本校は、障害を理由とする差別解消を図るため、本校の教職員に対して、必要な研修および啓発活動を実施します。

附則 ・本ガイドラインは、令和6年4月1日から施行する。